

## 都市計画原案の公聴会開催について

筑豊広域都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（川崎町決定）の原案について、都市計画法第16条の規定により公聴会を開催いたします。

日時： 平成29年11月6日（月） 14時 ～ 16時

場所： 川崎町役場庁舎3階 全員協議会室

### 都市計画の原案の概要及び縦覧

【概要】 上真崎区を予定地としていた都市施設（ごみ焼却場等）、（仮称）川崎町クリーンセンター及び（仮称）川崎町リサイクルセンターについての都市計画の変更

【縦覧】 上記都市計画の変更（原案）の法定図書について企画情報課で縦覧しています

期間： 平成29年10月30日（月）まで（土日を除く）  
8時30分 ～ 17時まで

### 公述申出の方法

川崎町の住民で、公聴会に出席し意見の発表を希望する方は、企画情報課に備えている公述申出書（様式）を提出期限までに提出してください

【提出期限】 平成29年10月30日（月）

【提出先】 川崎町役場（3階）企画情報課

### 公述人の選定及び公述方法

提出された申出書の要旨の重複状況等により公述人を選定します

公述人に選定された方は、申出書に記載した内容を公聴会で発表できます

### その他

【開催の中止】 公述申出人がいない場合、公聴会の開催の中止を公告します  
川崎町のホームページでもお知らせします

【公聴会の傍聴】 公聴会の傍聴を希望する方は、公聴会当日、13時30分より会場受付で傍聴券を配布しますので、傍聴申出書を記入してください  
申出者が多数の場合、先着順で定員30人となり次第、締め切ります

【問合せ先】 企画情報課 （電話番号 0947-72-3000 内線 300・301）